

議案第 6 号

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

瑞穂町手数料条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 都市計画に関する証明の項の次に次のように加える。

農地台帳記録事項要約書の交付	1 筆につき	4 5 0 円
農地台帳の閲覧	1 筆につき	4 5 0 円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新			旧	
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)	
略		略	略	略
農地台帳記録事項	1筆につき	450円	略	略
要約書の交付				
農地台帳の閲覧	1筆につき	450円		
略		略		
別表第2 略			別表第2 略	
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>				